

# 品川区立豊葉の杜学園 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

はじめに

本方針は、豊葉の杜学園の教職員が、家庭、地域、警察、品川区児童相談所、地域センターなどの関係各部署や諸機関と連携して、いじめの根絶に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条の規定、「東京都いじめ防止対策推進条例」および「品川区いじめ防止対策推進条例」第11条の規定に基づき、学校が「いじめの防止等のための対策」を効果的に推進するために策定するものである。

## 1 基本理念

- (1) いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない。
- (2) いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題である。本方針は、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがおこらないように、しないようにする。
- (3) 全ての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、本方針は、いじめが、いじめられた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることについて、児童・生徒が十分に理解できるようにする。
- (4) 本方針は、いじめられた児童・生徒の生命・心身を保護することが特に重要と認識し、組織的にいじめの問題を克服することを目指す。

## 2 いじめの理解

### (1) いじめの定義【いじめ防止対策推進法】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童・生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることな

く、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童・生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童・生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を強要されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童・生徒がいたが、当該児童・生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童・生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童・生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童・生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童・生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

## (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を強要される
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき行為と認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような行為は、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これら

については、教育的な配慮やいじめられた児童・生徒の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### (3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童・生徒及び加害児童・生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### (4) いじめ重大事態の定義

いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### 3 学校及び教職員の責務

豊葉の杜学園の教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民および品川区その他関係機関等と連携を図りつつ、豊葉の杜学園全体でいじめ防止および早期発見に取り組むとともに、豊葉の杜学園に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### 4 いじめ防止等のための組織

#### (1) 学校いじめ対策委員会

##### ア 設置の目的

本校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進するために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

##### イ 所掌事項

- いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組を教育課程に定め、その具体的な指導内容のプログラム化を行う。
- 学期ごとの校内研修やチェックリストの活用により、いじめに対する教職員全体の資質能力向上を図る。
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画をP D C Aサイクルで取り組む。
- いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童・生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- いじめの早期発見につながる1人1台端末を活用した各種調査の分析を行う。

##### ウ 会議

毎週火曜日に生活指導報告会を実施し、児童・生徒の様子やいじめ・問題行動等、不登校児童・生徒の情報の共有をする。その中で毎月末火曜日は「いじめ防止対策委員会」として、いじめによる情報の共有、いじめの早期発見と対応、未然防止に努める。

## エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年（ブロック）主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター等の関係諸機関

※事案に応じて、学級担任、教科担任、部活動顧問、福祉・心理の専門家等が入る。

## 5 段階に応じた具体的な取組

### （1）未然防止のための取組

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童・生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を講じなければならない。

ア 学校の市民科を核とした教育活動全体を通じ、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、「いじめ防止等に関する授業」を、意図的・計画的に年3回以上実施する。

イ 毎週火曜日に実施する生活指導報告会に各クラス・学年の様子や問題行動、不登校の状況などを報告し、問題行動やいじめ問題の未然防止および事後の対応や取組について検討をする。

ウ 全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるよう、義務教育学校の特徴を生かし、運動会や学習成果発表会などの行事を活用した異学年交流を実施する。また、土曜授業日に全校児童・生徒がいじめ根絶バッヂを着用し、各クラス・学年で「いじめは決して許されない」ことを確認する。

エ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要であるため、スクールカウンセラーによる講演会やワークショップを実施する。また、インターネットでのいじめやトラブルを防ぐためにSNSの使い方などについてのセーフティ教室を実施する。

オ いじめが起きにくい学校風土の醸成を目指すために、「学校風土D調査」を年2回実施し、学校風土を見える化するとともに、教育活動および教師の支援について振り返り、改善を図っていく。また、朝礼等で児童・生徒にフィードバックを行い、とても良い評価について、この学校の強みとして伝え、定着させる。

カ 学校と保護者の緊密な連携・協力を推進するため、家庭訪問や保護者会、学校だより等で、学校がいじめの未然防止に努める姿勢を示し、信頼関係を築く。

## (2) 早期発見のための取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童・生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ア 各クラス・学年からの様子や問題行動、不登校状況などを生活指導報告会へ報告し、情報の収集と記録、共有を行う。いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童・生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

イ 児童・生徒の様子と早期のいじめの実態把握を行うために、月に1回程度のいじめDアンケート、学期に1回NiCoLiを実施する。また、毎日のデイケンで児童・生徒の心身の状況を把握して、積極的に相談や声掛けをする。

ウ 児童・生徒がいじめを訴えやすいよう、校内での相談体制を整備し、担任だけではなく、保健室や相談室、全教職員が相談の窓口になることを周知する。スクールカウンセラーによる5年のグループ面談と7年の全員面談を年度当初に実施する。

エ いじめの早期発見のための校内研修や児童・生徒、保護者、地域を対象とした広報活動を実施する。

オ 日常的な取組として、休み時間や放課後の雑談の中などで、教職員が児童・生徒の様子に目を配り、教職員と児童・生徒の間で日常行われている個人ノートや生活ノート、日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

## (3) 早期対応のための取組

ア いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告・連絡・相談を行う。「いじめ防止対策委員会」でいじめを認知し、具体的な対応の在り方について協議し、校長が決定する。

イ いじめ問題の対応経過については、全教職員が生活指導報告書で内容を共有する。また、「いじめ防止対策委員会」で記録を保管する。記録は、事実確認を基に、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「何を」「どうしたか（どのような対応を行ったか）」など、事実や対応が明確に分かるように作成し、保管する。

ウ 被害児童・生徒およびいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保を行うとと

もに、教育的配慮の下、加害児童・生徒への指導を徹底する。

エ 被害児童・生徒の保護者および加害児童・生徒の保護者の双方に、事実関係と学校の対応方針を丁寧に説明し、被害児童・生徒への支援内容や、加害児童・生徒への指導、再発防止に向けた取組について理解を得る。

オ 関係機関との連携をとり、組織的な対応に努める。校区教育協働委員会にいじめが発生したことを報告するとともに、早期解決に向けた連携・支援を求める。

#### (4) 重大事態への対処

ア 被害児童・生徒が二度といじめを受けることがないように、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。学校の指導により、加害児童・生徒によるいじめの行為が行われなくなっても、被害児童・生徒の不安が解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、継続的な支援を行う。

イ 学校は、被害児童・生徒の保護者に対して、事案の事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供する。学校は、調査結果とともに、被害児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにするための方策について、保護者に説明し、意見を聴取して理解を得るとともに、対応の結果等どのように状況が改善されたかを定期的に報告する。

ウ 精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。被害児童・生徒が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて学校または教育委員会と加害児童・生徒及びその保護者とが十分に協議し、適切に回復がなされるように努める。

エ 複数の教職員で適切に役割を分担し、加害児童・生徒の行為に対して、毅然とした態度でいじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、二度と同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。加害児童・生徒が自身の行為の誤りを振り返り、改善が見られた場合には、どのように行動すれば、学校の全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えられるように促し、自己の目標を決める等して実践できるよう指導する。

オ 加害児童・生徒に対する指導や更生に向けた支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得るようにする。いじめに関わる児童・生徒の保護者が子どもとの関係に悩みを

抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じる等して、学校と保護者の信頼関係の構築に努め、対応する。

カ 周囲の児童・生徒についても、学校生活が充実したものになるよう、「出欠状況の確認」「日頃のコミュニケーションの様子や日常の観察」「アンケート調査」などを行い、被害・加害児童・生徒と同様に継続した支援を行う。児童・生徒の心身の状態に基づき、必要に応じてスクールカウンセラーと連携しながら対応していく。

## 6 教職員研修計画

- (1) 年度当初
    - ・学校いじめ防止基本方針の周知
  - 4月末
    - ・児童・生徒理解のための情報交換
  - 1学期
    - ・いじめ点検シートの実施とその結果を踏まえた情報交換
  - 8月末
    - ・いじめ問題の対応についての研修
    - ・「第1回学校風土D調査」のふりかえりとそれを踏まえた生活指導について
  - 3学期
    - ・「第2回学校風土D調査」のふりかえりとそれを踏まえた生活指導について
- (2) 品川区いじめ防止教育リーダー教員研修受講者による「保護者啓発および支援」、「いじめ相談介入支援フロー」、「いじめ相談介入支援の実際」、「複合事案・重大事態」等についての伝達研修を各学期末に実施する。

## 7 保護者との連携および啓発の推進に関する方策

- (1) 年度当初の保護者会等において、「学校いじめ防止基本方針」のいじめの定義やいじめ防止に向けた取組、いじめがあった際の対処などを説明する。また、いじめ問題の学校窓口を周知する。
- (2) 4月に実施する担任との面談を活用し、児童・生徒の保護者にいじめ防止等の取組に協力を求める。また、いじめ問題の学校窓口についても周知する。

## 8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) いじめ防止対策委員会に警察（スクールサポーター）・子ども家庭支援センター等が参加し、支援を受けていじめ問題に対処する。
- (2) 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、町会・自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）や児童センターやすまいるスクール等の職員による声掛け・見守りを依頼する。また、品川区児童相談所とも連携を図っていく。
- (3) 荏原警察やスクールサポーターと連携をし、セーフティ教室の実施などいじめの未然防止に努める。また、金品に重大な被害があった場合等の重大事態の対応時には警察の方針を確認して対応をする。

(4) 医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、精神的な被害についての支援をする。

## 9 学校評価および基本方針改善のための計画

(1) いじめ防止の取り組みに関する学校評価の成果指標として、学校風土D調査の「スクールセイフティ」「スクールエンゲージメント」「合計」の項目を品川区のポイント以上にすると設定し、仲間を大切にする豊かな心や人権教育の充実を図れているかの確認をする。

(2) 教員評価では、日頃からの児童・生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価できるようにする。

(3) 2学期に校区教育協働委員会で取組の評価といじめに係る教職員の課題の自己評価を基に、2学期末に改善案を作成する。3学期に来年度に向けての基本方針を決定する。

### <いじめ根絶宣言>

#### 品川区いじめ根絶宣言

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されません。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ます。

学校教育に携わる私たち関係者と児童・生徒、各家庭、地域の方々、関係機関等、それぞれが協力して、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図り、地域社会が一丸となって、以下のようにいじめ根絶に取り組むことを誓います。

- － いじめは、どんな理由があっても決してしてはならない。
- － いじめは、どんな状況であっても見すごしてはならない。
- － 全ての区民参加で、いじめは絶対に許されない社会をつくりあげる

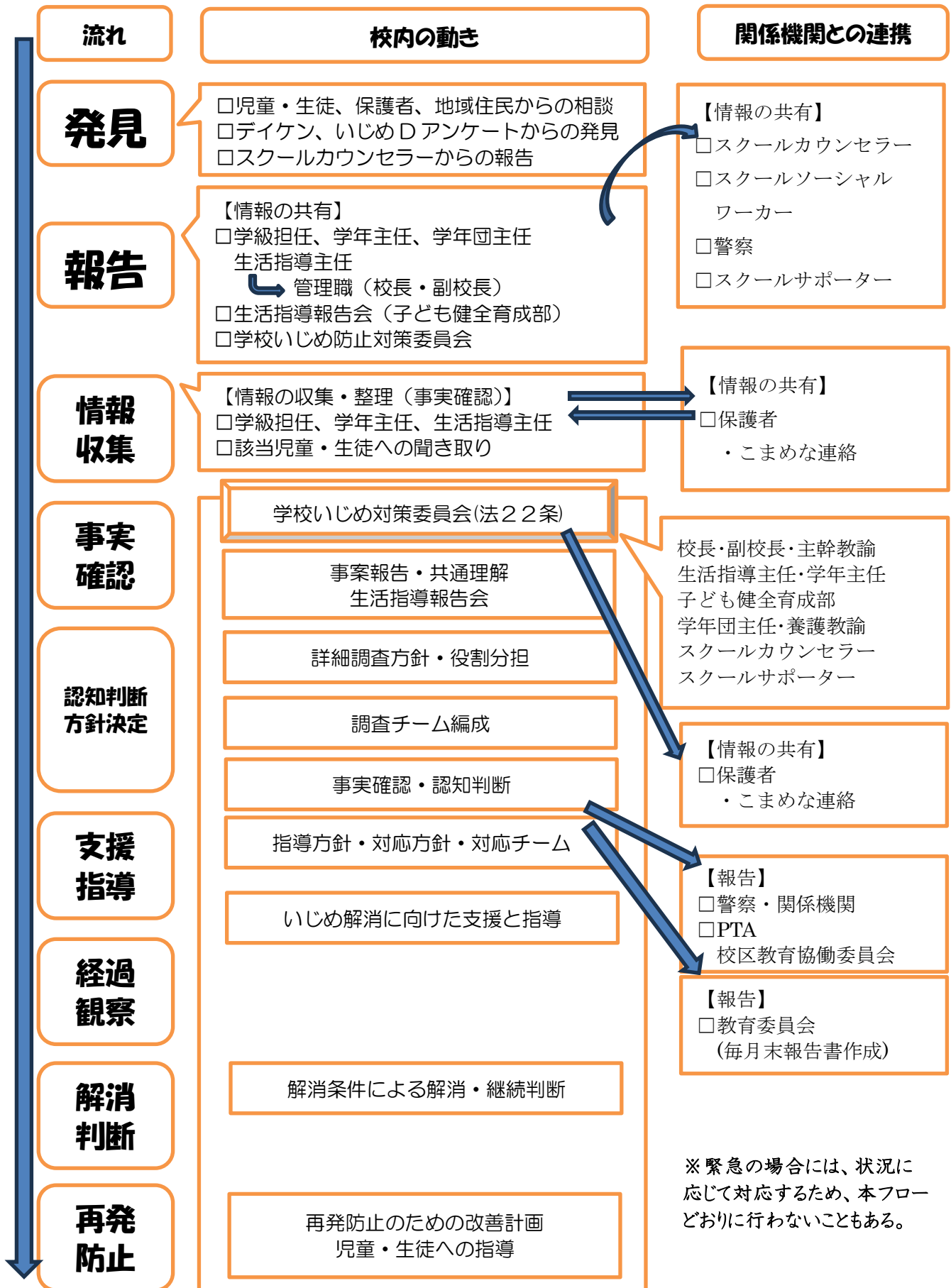
#### 豊葉の杜学園いじめ根絶宣言

本校では品川区のいじめ宣言を受け、いじめはどんな理由があっても許さず見過ごさない環境を作り上げます。そして、以下のようにいじめ根絶に取り組むことを誓います。

- － 「あいさつ」を積極的にできる学園にする
  - ・ そのために、児童・生徒会、生活委員会を中心に、あいさつ運動を実施し、積極的にあいさつできる態度を醸成していきます。
- － 「言われて嬉しい言葉」をたくさん使う
  - ・ そのために、言われて嬉しい言葉を普段から使えるように啓発し、定期的にアンケートを実施して事故の意識を振り返り、友好的な友達関係を築く態度を醸成します。
- － 「思いやりの気持ち」を常にもち、行動に移す
  - ・ そのために、日々「相手意識をもつことの大切さ」について指導するとともに、「意見BOX」を設置して、児童・生徒の意見を聞き、いじめなどの学校課題の早期発見につなげていきます。

10 その他

(1) いじめ発見から対応までの流れ



(2) いじめの未然防止および早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ基本方針の周知</li> <li>○児童・生徒理解のための情報交換会</li> <li>○いじめの定義の確認</li> <li>○生活指導報告会 (毎週火曜)</li> <li>○学校いじめ対策委員会 (月末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止の講話(全校朝会)</li> <li>○いじめ防止授業実施に向けた準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デイケン実施(毎朝)</li> <li>○いじめ等相談についての窓口・方法についての周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ防止基本方針の周知(保護者会)</li> <li>○いじめ問題に対する学校窓口の周知(保護者会・個人面談)</li> </ul>
5月			<ul style="list-style-type: none"> <li>○デイケン実施(毎朝)</li> <li>○いじめDアンケート実施</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれあい月間</li> <li>○いじめ点検シート実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれあい月間の講話(全校朝会)</li> <li>○いじめ防止授業①を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デイケン実施(毎朝)</li> <li>○スクールカウンセラー面談(5年・7年)</li> <li>○いじめDアンケート実施</li> <li>○NiCoLi実施</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ問題の対応についての研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校風土D調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デイケン実施(毎朝)</li> <li>○SOSの出し方(7年市民科授業)</li> </ul>	
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校風土D調査の結果分析と今後の指導についての確認</li> </ul>			
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活指導報告会 (毎週火曜)</li> <li>○学校いじめ対策委員会 (月末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校風土D調査の結果フィードバック(始業式)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デイケン実施(毎朝)</li> <li>○いじめDアンケート実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ問題に対する省察(校区教育協働委員会)</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれあい月間</li> <li>○いじめ点検シート実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれあい月間の講話(全校朝会)</li> <li>○いじめ防止授業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デイケン実施(毎朝)</li> <li>○いじめDアンケート実施</li> <li>○NiCoLi実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校公開(いじめ防止授業の実施)</li> </ul>
11月			<ul style="list-style-type: none"> <li>○デイケン実施(毎朝)</li> <li>○いじめDアンケート実施</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ防止基本方針改善案作成</li> <li>○いじめ問題の対応についての研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校風土D調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○デイケン実施(毎朝)</li> </ul>	

1月	<input type="checkbox"/> 生活指導報告会 (毎週火曜) <input type="checkbox"/> 学校いじめ対策委員会 (月末)	<input type="checkbox"/> いじめ防止③を 実施	<input type="checkbox"/> デイケン実施 (毎朝) <input type="checkbox"/> いじめDアンケート 実施 <input type="checkbox"/> NiCoLi 実施	
2月	<input type="checkbox"/> 年度末反省 <input type="checkbox"/> 「いじめ防止に関する 授業」の省察		<input type="checkbox"/> デイケン実施 (毎朝) <input type="checkbox"/> いじめDアンケート 実施	<input type="checkbox"/> いじめ問題に 対する省察(校 区教育協働委 員会)
3月	<input type="checkbox"/> 次年度学校いじめ防止 基本方針決定		<input type="checkbox"/> デイケン実施 (毎朝)	

【いじめ根絶バッジの着用】

- ・土曜授業及びいじめ予防推進ウィークに着用する。